

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導業務の委託等について（委託及び再委託内容の変更）
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第 14 条第 1 項（業務委託等）

（担当部課：健康部健康づくり課）

事業の概要

事業名	糖尿病性腎症等重症化予防事業（新宿区国民健康保険事業（保健事業））
担当課	健康づくり課
目的	新宿区特定健康診査の受診者のうち、糖尿病の治療中で、血糖と腎機能が基準値を超えている者に対し、医療機関（かかりつけ医）と連携の上、保健指導を行い、糖尿病性腎症による透析等の合併症の発症を防止する。
対象者	新宿区特定健康診査の受診者のうち、糖尿病の治療中で、血糖と腎機能が基準値を超えている者。
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、糖尿病性腎症等の重症化を予防するため、糖尿病治療に関する十分な知識と経験を有した委託事業者により、対面及び電話等での保健指導を実施している。（平成30年度第9回本審議会にて了承済）</p> <p>最近では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、外出を懸念し、オンラインでの保健指導を希望する方が増えている。そこで、会話と表情による健康情報の把握が可能で、利便性や事業の性質を考慮し、オンラインによる保健指導を本事業へ新たに追加する。</p> <p>2 委託（再委託）の内容</p> <p>（1）全体統括業務（スケジュール管理等）</p> <p>（2）保健指導の実施</p> <p style="padding-left: 2em;">対面、電話、手紙及びオンラインシステム</p> <p>（3）報告書の作成業務</p> <p>3 予定対象者数</p> <p style="padding-left: 2em;">約20名</p> <p>※個人情報の流れは、資料37-1のとおり</p>

件名 特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導業務の委託について(委託内容の変更)

※太字ゴシック(下線)が、平成30年度第9回本審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	糖尿病性腎症等重症化予防事業
委託先	未定(公募型プロポーザルにより選定する。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【対象者に係る情報項目】 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所、電話番号、 メールアドレス 特定健康診査の受診結果及びかかりつけ医における検査結果(身体測定結果、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、喫煙、腎機能検査)、傷病名、治療状況、保健指導における指示事項
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のシステム及びCD-R)
委託理由	糖尿病性腎症等重症化予防の保健指導を行うためには、業務の全体統括管理のもとで、十分な知識と経験がある専門業者に委託することで、より効率的に業務を行うため。
委託の内容	1 全体統括管理(スケジュール管理、報告書のとりまとめ、意見・苦情対応) 2 保健指導(対面、電話、手紙、 オンライン) 3 報告書の作成業務
委託の開始時期及び期限	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(次年度以降も同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 区職員が、委託期間中に1回以上立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 3 区が作成したCD-R及び紙は、委託先に直接引き取らせ、保健指導実施報告書の最終提出後、委託先に返却させる。また再委託の場合は委託先から再委託先に引き渡しを行い、保健指導実施報告書の提出後、再委託先から区に返却させるよう指導する。 4 保健指導実施報告書の提出後、個人情報に記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に消去したことの証明書を提出させるよう指導する。 5 なりすまし防止のため、互いに本人確認を行うよう委託先に指導する。(以下、太字ゴシック(下線)は情報セキュリティアドバイザーからの助言) 【システム上の対策】 1 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、委託先のシステム(ファイルサーバー等)へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じるよう指導する。 2 区から委託先に電磁的媒体(CD-R)を提供する場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。

<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 3 区が作成したCD-R及び紙は、委託先に直接引き取らせ、保健指導実施報告書の提出後、返却させる。 4 CD-R及び紙の運搬は、鍵付ケースに入れ、運搬するなどの措置を講じさせる。 5 保健指導実施報告書提出後、個人情報に記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に消去したことの証明書を提出させる。 6 <u>なりすまし防止のため、互いに本人確認を行わせる。</u> 7 <u>ビデオ通話を録音、録画及び撮影させないよう説明させる。</u> 8 <u>アカウント等情報を診療に関わりのない第三者に提供させないよう説明させる。</u> 9 <u>オンラインに第三者を参加させないよう説明させる。</u> 10 <u>原則、チャット機能の利用やファイルの送付などは行わないよう説明させる。</u> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入退室管理システムの整備、記録媒体の利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じさせる。 2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。 3 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。 4 委託先のパソコンのログを適切に管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。 5 電磁的媒体の取扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを付してデータを暗号化させる。 6 <u>ソフトウェア等を適宜アップデートし、必要に応じてセキュリティソフトをインストールさせる。</u> 7 <u>パスワード認証などを用いて操作者の認証を行わせる。</u> 8 <u>不正アクセス防止措置を講じさせる。</u> 9 <u>情報を保存するサーバを国内法の執行が及ぶ場所に設置させる。</u>
-------------------------	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導業務の再委託について(再委託内容の変更)

※太字ゴシック(下線)が、平成30年度第9回本審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	糖尿病性腎症等重症化予防事業
委託先(再委託先)	<p>【委託先】 未定(公募型プロポーザルにより選定する。)</p> <p>【再委託先】 未定(公募型プロポーザルにより選定する。)</p>
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【対象者に係る情報項目】 委託先及び再委託先が共通で取り扱う情報項目 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス 特定健康診査の受診結果及びかかりつけ医における検査結果(身体測定結果、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、喫煙、腎機能検査)、傷病名、治療状況、保健指導における指示事項</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(再委託先のシステム及びCD-R)
再委託理由	<p>糖尿病性腎症等重症化予防の保健指導を行うためには、業務の全体統括管理のもとで、十分な知識と経験がある専門業者に再委託することで、より効率的に業務を行うため。</p> <p>また、本事業は公募型プロポーザルによる選定を行っているが、過去の公募者の事業形態やサービスの細分化が進む社会情勢等を鑑み、全体統括(スケジュール管理等)以外の実務業務(対面、電話、手紙、オンライン)及び報告書の作成業務は再委託を可能とする。</p>
再委託の内容	<p>1 保健指導(対面、電話、手紙、オンライン)</p> <p>2 報告書の作成業務</p>
再委託の開始時期及び期限	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(次年度以降も同様の業務委託を行う。)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 契約にあたり、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。</p> <p>2 区職員が、委託期間中に1回以上立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。</p> <p>3 区が作成したCD-R及び紙は、委託先に直接引き取らせ、保健指導実施報告書の最終提出後、委託先に返却させる。また再委託の場合は委託先から再委託先に引き渡しを行い、保健指導実施報告書の提出後、再委託先から区に返却させるよう指導する。</p> <p>4 保健指導実施報告書の提出後、個人情報に記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に消去したことの証明書を提出させるよう指導する。</p> <p>5 なりすまし防止のため、互いに本人確認を行うよう再委託先に指導する。(以下、太字ゴシック(下線)は情報セキュリティアドバイザーからの助言)</p>

	<p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じるよう指導する。 2 区から委託先に電磁的媒体（CD-R）を提供する場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。
再受託事業者に行わせる 情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 3 区が作成したCD-R及び紙は、委託先に直接引き取らせ、保健指導実施報告書の提出後、返却させる。 4 CD-R及び紙の運搬は、鍵付ケースに入れ、運搬するなどの措置を講じさせる。 5 保健指導実施報告書提出後、個人情報に記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に消去したことの証明書を提出させる。 6 <u>なりすまし防止のため、互いに本人確認を行わせる。</u> 7 <u>ビデオ通話を録音、録画及び撮影させないよう説明させる。</u> 8 <u>アカウント等情報を診療に関わりのない第三者に提供させないよう説明させる。</u> 9 <u>オンラインに第三者を参加させないよう説明させる。</u> 10 <u>原則、チャット機能の利用やファイルの送付などは行わないよう説明させる。</u> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入退室管理システムの整備、記録媒体の利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じさせる。 2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。 3 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。 4 委託先のパソコンのログを適切に管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。 5 電磁的媒体の取扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを付してデータを暗号化させる。 6 <u>ソフトウェア等を適宜アップデートし、必要に応じてセキュリティソフトをインストールさせる。</u> 7 <u>パスワード認証などを用いて操作者の認証を行わせる。</u> 8 <u>不正アクセス防止措置を講じさせる。</u> 9 <u>情報を保存するサーバを国内法の執行が及ぶ場所に設置させる。</u>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。